

身体疾患を合併する患者への適切な医療の推進

骨子【I-2-(3)】

第1 基本的な考え方

身体疾患を合併する精神疾患患者への適切な医療を推進する観点から、以下のような見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 精神科救急・合併症入院料の算定要件の見直し

精神科救急・合併症入院料について、他の精神科単科病院から受け入れた患者についても算定できるよう見直しを行う。また、精神科救急・合併症入院料を算定した後に、手術等により一時期ICU等で治療を受け、再入棟した場合についても算定できるよう見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【精神科救急・合併症入院料】</p> <p>[対象患者]</p> <p>① 措置入院又は緊急措置入院により入院する患者</p> <p>② ①以外の患者で精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院する前3月間において精神病棟に入院（医療観察法入院を除く）をしたことがない患者</p> <p>③ 身体疾患の治療のため一般病棟に入院した後に精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院した患者（当該病棟での入院前3月間に</p>	<p>【精神科救急・合併症入院料】</p> <p>[対象患者]</p> <p>① 措置入院又は緊急措置入院により入院する患者</p> <p>② ①以外の患者で精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院する前3月間において精神病棟（<u>精神病床のみを有する保険医療機関の精神病棟を除く</u>）に入院（医療観察法入院を除く）をしたことがない患者</p> <p>③ <u>精神科救急・合併症入院料を算定した後に、身体合併症の病状が悪化などして、当該医療機関のA301特定集中治療室管理料、A301</u></p>

<p>において精神病棟に入院（医療観察法入院を除く）したものを除く。）。</p>	<p>－2ハイケアユニット入院医療管理料、A301－3脳卒中ケアユニット入院医療管理料、A301－4小児特定集中治療室管理料又はA303総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料を算定するものに限る）を算定し、再度精神科救急・合併症入院料を算定する病棟へ入院する患者</p>
--	---

2. 通院・在宅精神療法の20歳未満加算の起算日の見直し

精神疾患以外で医療機関を受診していた小児患者が精神疾患を発症し、同一の医療機関の精神科を受診した場合も、通院・在宅精神療法の20歳未満加算を算定できるよう見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【通院・在宅精神療法】注3加算 [算定要件] 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（初診の日から起算して1年以内（区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関において、16歳未満の患者に対して行った場合は2年以内）の期間に行った場合に限る。）は所定点数に加算する。</p>	<p>【通院・在宅精神療法】注3加算 [算定要件] 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（<u>当該保険医療機関の精神科を初めて受診した</u>日から起算して1年以内（区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関において、16歳未満の患者に対して行った場合は2年以内）の期間に行った場合に限る。）は所定点数に加算する。</p>

3. 精神科身体合併症管理加算の算定要件の見直し

精神病床に入院する患者の身体合併症に適切に対応するため、精神科身体合併症管理加算の算定期間を延長する。

現 行	改定案
<p data-bbox="336 277 847 367">【精神科身体合併症管理加算】（1日につき） 450点</p> <p data-bbox="336 506 507 539">[算定要件]</p> <p data-bbox="331 562 847 651">① 当該疾患の治療開始日から7日間に限り算定できる。</p> <p data-bbox="331 674 847 1048">② 同一月に複数の身体疾患を発症した場合には、それぞれの疾患についてそれぞれの疾患の治療開始日から7日間に限り算定することが可能であるが、同一月内に当該加算を算定できる期間は14日間までとする。</p>	<p data-bbox="898 277 1409 367">【精神科身体合併症管理加算】（1日につき）</p> <p data-bbox="898 389 1398 427">1 7日以内 450点</p> <p data-bbox="898 450 1398 488">2 8日以上10日以内 225点(新)</p> <p data-bbox="898 506 1069 539">[算定要件]</p> <p data-bbox="893 562 1398 651">① 当該疾患の治療開始日から<u>10</u>日間に限り算定できる。</p> <p data-bbox="893 674 1418 1048">② 同一月に複数の身体疾患を発症した場合には、それぞれの疾患についてそれぞれの疾患の治療開始日から<u>10</u>日間に限り算定することが可能であるが、同一月内に当該加算を算定できる期間は<u>20</u>日間までとする。</p>